

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示案 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質 (平成十八年十二月環境省告示第四百十八号) (抄)

改正案		現行	
一 (略)		一 (略)	
二 (略)		二 (略)	
(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	一	(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	一
(2) アルキルトルエン(アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	一	(2) アルキルトルエン(アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	一
(3) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	一	(3) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	一
(4) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	一	(4) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	一
(5) 直鎖脂肪族アルコール(炭素数が十九以上のものでその混合物に限る。)	一〇〇	(5) 直鎖脂肪族アルコール(炭素数が十九以上のものでその混合物に限る。)	一〇〇
(6) ぎ酸セシウム溶液	一〇	(6) 三―(三・五―ジ―ターシャリーブチル―四―ヒドロキシフェニル)プロピオン酸 アルキルエステル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。)	一〇
(7) 三―(三・五―ジ―ターシャリーブチル―四―ヒドロキシフェニル)プロピオン酸	一	(7) 三―(三・五―ジ―ターシャリーブチル―四―ヒドロキシフェニル)プロピオン酸	一
(8) 臭化ナトリウム溶液(濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。)	二五	(8) 及びパーム核油脂肪酸(蒸留物に限る。)	一〇〇
(9) セント未満のものに限る。)	二五	(7) デシラルコール、ドデシラルコール及びパーム核油脂肪酸(蒸留物に限る。)	一〇〇
(10) チオリン酸アルキルナトリウム塩溶液	一	(8) 及びパーム核油脂肪酸(蒸留物に限る。)	一〇〇
(11) デシラルコール、ドデシラルコール及びパーム核油脂肪酸(蒸留物に限る。)	一〇		
(12) パーム核油脂肪酸(蒸留物に限る。)	一〇		
(13) ノンの混合物(アセトフェノールの濃度が十重量パーセント以下のものに限る。)	二五		
(14) 一・三―ペンタジエン、シクロペンテン	二五		

(15)	超えるものに限る。)	一〇
(16)	ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	一
(17)	ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体	一
(18)	N-メチルアニリン	一〇

三 令別表第一第三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地からZ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 質	係 数
(1) 塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）	〇
(2) ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）	〇
(3) ニーメチルグルタロニトリル及びニエチルブタンジニトリルの混合物（ニエチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。）	〇
(4) リグニン（木材から生成するものに限る。）、酢酸ナトリウム及び酢酸ナトリウムの混合物	〇

四 令別表第一の二第十三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(9)	ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(10)	ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	一
(11)	ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体	一

三 令別表第一の二第八号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(1) ∩ (3)	物
(略)	質
(略)	係
(略)	数

(1) ∩ (3)	物
(略)	質
(略)	係
(略)	数
